

第1章 計画の基本的事項

1 策定の背景と趣旨

(1) 背景

日本では急速な人口の少子化、高齢化や生活習慣の変容により疾病構造の変化が進む中で、生活習慣および社会環境の改善を通じて、子どもから高齢者まですべての市民が共に支えあいながら希望や生きがいを持ち、ライフステージに応じて健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現できるよう、国民の健康の増進を総合的に推進するための施策が求められています。

国が平成 25 (2013) 年から開始した第4次国民健康づくり運動「健康日本 21* (第2次)」では、それまでの健康日本 21 に引き続き「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」が目指すべき基本的な方向とされ、新たに「健康を支え、守るための社会環境の整備」が加わりました。

東京都が平成 25 (2013) 年に策定した「東京都健康推進プラン 21* (第2次)」においても、総合目標として「健康寿命の延伸」と「健康格差の解消」を掲げ、これらを達成するために、生活習慣病*の発症予防や生活習慣の改善の取組の強化を目指しています。

市は、これまで数次にわたって健康増進計画を策定してきました。平成 5 (1993) 年には、「立川市保健医療計画」(計画期間：平成 5 (1993) 年度～平成 11 (1999) 年度) を策定し、保健医療対策の充実、地域ケア体制の整備および保健医療体制の整備を3つの柱として取組を推進しました。

平成 17 (2005) 年には、「健やかたちかわ 21 プラン (立川市第3次地域保健医療計画)」(計画期間：平成 17 (2005) 年度～平成 26 (2014) 年度) を策定し、市民の健康を育むための視点として「栄養・食生活」など8項目について健康目標を定めるとともに、ライフステージに応じた健康づくり、地域に根ざした健康づくり、保健・医療の体制の整備・充実を3つの柱として取組を推進しました。

平成 27 (2015) 年には、「健やかたちかわ 21 プラン 第2次 (立川市第4次地域保健医療計画)」(計画期間：平成 27 (2015) 年度～平成 31 (2019) 年度) を策定し、「自分で、仲間で、地域で、取り組もう健康づくり！」をスローガンとし、「生活習慣病の発症予防と重症化予防」など7つの施策を掲げ、市民や地域の関係団体等と連携・協働して、健康づくりの取組を推進しました。

(2) 趣旨

平成 27 (2015) 年度からスタートした立川市第4次長期総合計画では、「にぎわいとやすらぎの交流都市 立川」を将来像とし、福祉・保健分野の都市像として「ともに見守り支え合う、安心して健やかに暮らせるまち」の実現を目指しています。

「健やかたちかわ 21 プラン 第3次 (立川市第5次地域保健医療計画)」(計画期間：令和 2 (2020) 年度～令和 6 (2024) 年度) は、第4次長期総合計画、「立川市民の健康づくりに関する意識調査」(平成 30 (2018) 年 10 月実施) (以下「平成 30 (2018) 年の調査」という。) の結果や、第4次地域保健医療計画の評価等により浮かび上がったさまざまな課題を踏まえた上で、市民の健康づくりを推進・支援するための行動計画として策定したものです。

2 計画の性格と位置付け

(1) 健康増進計画

この計画は、健康増進法（平成14年法律第103号）第8条の規定に基づく市町村健康増進計画として策定するものです。また、国・東京都の計画、社会の動向、市の上位計画である第4次長期総合計画や関連する計画との整合を図って策定しています。

(2) 食育推進計画

食育基本法（平成17年法律第63号）および食育推進にかかる国・東京都の計画を踏まえ、立川市の食育推進計画をこの計画の中で位置付けます。

(3) 母子保健計画

平成27（2015）年度からスタートした国の母子保健計画である「健やか親子21（第2次）」の考え方を踏まえ、次世代育成支援行動計画として同時に作成する市の「第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン」（以下「夢たち21プラン」という。）の一部として策定します。

立川市第4次長期総合計画

(平成27(2015)年度～令和6(2024)年度)

将来像:にぎわいとやすらぎの交流都市 立川

後期基本計画 (令和2(2020)年度～令和6(2024)年度)

都市像:ともに見守り支えあう、安心して健やかに暮らせるまち

政策:福祉・保健

施策:健康づくりの推進

都市像:育ちあい、学びあう文化の香り高いまち

政策:子ども・学び・文化

施策:家庭や地域の育てる力の促進

施策:配慮を必要とする子どもや子育て家庭への支援

都市像:安全で、環境にやさしい快適なまち

政策:環境・安全

施策:防災・災害対策の推進

健康増進法

食育基本法

【国】

○健康日本 21*(第2次)
(平成25(2013)年度～令和4(2022)年度)

○健やか親子 21*(第2次)
(平成27(2015)年度～令和6(2024)年度)

○第3次食育推進基本計画
(平成28(2016)年度～令和2(2020)年度)

【東京都】

○東京都健康推進プラン 21*(第2次)
(平成25(2013)年度～令和4(2022)年度)

○東京都保健医療計画
(平成30(2018)年度～令和5(2023)年度)

○北多摩西部保健医療圏地域保健医療推進プラン
(平成30(2018)年度～令和5(2023)年度)

○東京都食育推進計画
(平成28(2016)年度～令和2(2020)年度)

健やかたちかわ21プラン 第3次 (立川市第5次地域保健医療計画)

(令和2(2020)年度～令和6(2024)年度)

- 第4次夢育て・たちかわ子ども 21 プラン (令和2(2020)年度～令和6(2024)年度)
- 第4次地域福祉計画 (令和2(2020)年度～令和6(2024)年度)
- 第6次障害者計画 (令和2(2020)年度～令和6(2024)年度)
- 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画 (平成30(2018)年度～令和2(2020)年度)
- 第7次高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画 (平成30(2018)年度～令和2(2020)年度)
- 第2次発達支援計画 (令和2(2020)年度～令和6(2024)年度)
- いのち支える自殺総合対策計画 (令和2(2020)年度～令和6(2024)年度)

3 計画の期間

計画期間は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。国や東京都の計画、市の上位計画や関連計画との計画期間の関係は次のとおりです。

区分	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
市の計画	第4次長期総合計画									
	前期基本計画					後期基本計画				
	第3次夢育て・たちかわ子ども21プラン					第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン				
	第3次地域福祉計画					第4次地域福祉計画				
	第5次障害者計画					第6次障害者計画				
	第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画						
	第6次高齢者福祉計画 第6期介護保険事業計画			第7次高齢者福祉計画 第7期介護保険事業計画						
				発達支援計画		第2次発達支援計画				
							いのち支える自殺総合対策計画			
	立川市地域 保健医療計画	健やかたちかわ21プラン（第2次） （第4次地域保健医療計画）					健やかたちかわ21プラン（第3次） （第5次地域保健医療計画）			
国の計画	健康日本21（第2次）〔平成25（2013）年度～〕									
	健やか親子21（第2次）									
	第3次食育推進基本計画									
東京都の 計画	東京都健康推進プラン21（第2次）〔平成25（2013）年度～〕									
				東京都保健医療計画						
				北多摩西部保健医療圏地域保健医療推進プラン						
	東京都食育推進計画									